

## 学校における薬の扱いについて

- (1) 学校で薬を使用する必要があり、医師の診断、処方を受けて保護者から薬の使用の依頼があった場合に、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。取り扱いについては、以下の表のとおり。安全面から市販薬は扱うことができません
- (2) 定時薬や臨時薬を学校で服薬する場合は、その日に服薬する分のみを持たせてください。依頼書がない場合や書類に不備があった場合は、服薬することができません。
- (3) 頓服薬については、原則、使用経験があることを条件とします。ただし、特別な理由がある場合は御相談ください。

### ＜薬の取り扱いと提出書類＞

		薬の例・取り扱い事項	提出書類
定時薬		<p>＜定期的に服薬するもの＞</p> <p>抗てんかん薬・抗アレルギー薬・抗喘息薬など</p> <p>日常的に使用するもの</p>	<p>※担任へお申し出ください。</p> <p>① 定時投薬依頼書（様式1）</p> <p>② 薬剤説明書のコピー*</p>
臨時薬		<p>＜臨時に服薬するもの＞</p> <p>かぜ薬・貼付薬・塗り薬等で期間が比較的短期間のもの。</p>	<p>※ホームページにてダウンロードできます。</p> <p>① 臨時投薬依頼書（様式2）</p> <p>② 薬剤説明書のコピー*</p>
頓服薬	応急時薬	<p>＜応急処置としてやむを得ず服薬するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師に処方された鎮痛薬（偏頭痛など）</li> <li>・生理痛薬等</li> <li>・不穏時やパニック時の向精神薬</li> </ul>	<p>※事前に学校へ御相談ください。</p> <p>御相談後に書類をお渡しします。</p> <p><u>自分で服薬の判断ができない場合は、服薬の際に保護者の方へ事前連絡が必要となります。</u></p> <p>① 応急時投薬依頼書（様式3）</p> <p>② 薬剤説明書のコピー*</p>
	緊急時薬	<p>＜てんかん発作時に服薬するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・座薬（ダイアップ等）</li> <li>・口腔用液（ブコラム）</li> <li>・ジアゼパム点鼻液（スピジア）</li> </ul> <p>＜低血糖発作時に服薬するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー）</li> </ul>	<p>※事前に学校へ御相談ください。</p> <p>御相談後に書類をお渡しします。</p> <p>① 緊急時与薬指示書（医師による指示書）</p> <p>② 緊急時与薬依頼書（保護者記入）</p> <p>③ 薬剤説明書のコピー*</p>
		<p>＜アレルギー症状発現時に服薬するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドレナリン注射液（エピペン）</li> <li>・アドレナリン点鼻液（ネフィー）</li> <li>・吸入薬・抗アレルギー薬</li> </ul>	<p>学校生活管理指導表に基づいて対応する</p>
防災用備蓄薬		<p>災害時に学校に長期間待機する場合に必要な薬（定期的に服薬している薬）</p> <p>※3日分の備蓄薬を「学校保管用」と「通学カバン用」の2セット準備してください。</p> <p>※毎年、入れ替えを行います。</p>	<p>① 薬剤説明書のコピー*</p>

\* 薬剤説明書とは、病院または薬局で処方時にいただく薬の説明書のことです。